平成２５年（フ）第２４１号
静岡県藤枝市水上７番地の４
破産者　有限会社シュポルト
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６７号
青森県黒石市大字油横丁22番地１号
破産者　株式会社ローリエ
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１７号
山形県酒田市上安町１丁目２番地の10
破産者　有限会社さくら亭
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第２８４号
埼玉県蓮田市黒浜615番地22
破産者　株式会社アーステック
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５２０号
さいたま市西区大字指扇領別所366番地の25えのきビル301
破産者　有限会社シンエイホームサービス
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２６００号
長野県長野市三本柳西１―７―207、開始決定時の住所長野県長野市大字鶴賀田町2462―１―101
破産者　江口　光雄
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８２０号
東京都足立区六町１丁目３―12　第３秋山ハイツ201
破産者　植田志津代（旧姓尾島）
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８４１号
埼玉県川口市元郷２丁目15―１―3811
破産者　須田　直之
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７７号
東京都新宿区左門町３番地１　左門イレブンビル２階
破産者　弁護士法人ユニヴァーサル法律事務所
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７８号
東京都杉並区南荻窪４丁目39―19―202
破産者　森田　哲治
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３１４号
千葉県東金市日吉台２丁目１―14
破産者　安藤　泰弘
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第４１号
千葉県旭市飯岡1848番地10
破産者　石橋　正子
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１９１６号
福岡市南区高宮１丁目12番４―403号
破産者　船山　　稔
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０６号
福岡市中央区桜坂２丁目１番44号
破産者　西村　知之
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２３８号
宮城県多賀城市高橋３丁目12番20号　ローズグランディール高橋105
破産者　佐々木　伸
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２７１号
宮城県黒川郡富谷町三ノ関字太子堂下163番地87
破産者　森　　静雄
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５７号
秋田県大仙市太田町太田字新田中島122番地３、旧住所秋田県大仙市太田町国見字庚申塚47番地１
破産者　戸沢木工所こと　戸澤タキ子
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第１６０号
埼玉県春日部市藤塚1873番地１
破産者　曽根　伸二
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１６１号
埼玉県春日部市藤塚1873番地１
破産者　曽根　伸子（旧姓八十田）
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１９９号
埼玉県春日部市緑町２丁目12番16号　アネックス・ド・ファンタスＢ101、旧住所東京都目黒区中目黒５丁目28番18―701号　グランシティ祐天寺
破産者　兼子　義光
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係